

令和8年度青森県関係人口創出・拡大イベント開催業務仕様書

1 業務の目的

「関係人口の持続的な創出に向けた調査結果」（以下「調査結果」という。）を踏まえ、本県の地域資源に興味・関心のある団体又は個人を対象に、現地での体験機会や地域住民との交流機会を提供することにより、関係人口の創出・拡大につなげることを目的とする（調査結果については、参加表明者に対し、後日提供する）。

【調査結果の概要】

将来的に移住につながる関係人口の創出・拡大に当たっては、「知る要素」「固有の体験要素」「地域住民との交流要素」「継続要素」を組み合わせた一連の取組が重要である。

知る要素	・参加者が本物（発祥）との触れ合いの重要性を認識していること
固有の体験要素	・青森固有の地域資源に実際に触れ合い、現地でしかできない体験をすること
地域住民との交流要素	・地域住民と触れ合い、同じ体験をすること ・地域住民の受入体制が整っていること （又はコーディネーターがいること）
継続要素	・宿泊場所や食事の提供など、体験以外にも参加者側にメリットがあること ・定期的な交流機会を設けること ・固有の地域資源及びその提供主体に持続性があること

2 業務名

令和8年度青森県関係人口創出・拡大イベント開催業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）までとする。

4 委託業務の内容

（1）団体向け「現地体験・交流機会」の提供

主に首都圏で活動する本県の地域資源に興味・関心のある団体を対象に、本県に足を運ばなければ実現できない固有の体験や地域住民等との触れ合いの機会を創出するイベントを県内で開催すること

ア 「現地体験・交流機会」の実施

（ア）実施回数

1回

（イ）実施時期

令和8年11月下旬頃

(ウ) 実施場所

県内（1泊2日程度を想定）

(エ) ターゲット

本県の地域資源に興味・関心がある団体を対象とし、調査結果を参考としながら、原則1団体提案すること。

(オ) 参加者数

5名程度

(カ) 実施テーマ（地域資源）

調査結果を参考としながら、原則1テーマ提案すること。

(キ) 実施内容

①参加団体へのアプローチ及び連絡調整

- ・対象とする団体には、本事業の説明をした上で協力依頼を行い、提案時点である程度確実性のある内容とすること。

②「現地体験・交流機会」の企画

- ・参加団体のニーズに合致した企画とすること。
- ・実施に伴う協力先等には、本事業の説明をした上で協力依頼を行い、提案時点である程度確実性のある内容とすること。

③移動手段等の手配

- ・参加団体の本県への移動手段、県内での移動手段、宿泊場所を手配すること。なお、手配にあたっては、旅行業法および関連法規を十分に遵守し、適切に実施すること。
- ・参加団体の県内での移動に係る費用等は原則無料とし、本業務に含めること。
- ・本県への移動費や宿泊費のうち、全額又は一定割合（例えば、片道分など）の自己負担を求めるとを想定しており、具体的な負担割合等については提案時に明示すること。

④現地での体験機会の提供

- ・本県以外での実現が困難であり、本県に足を運ばなければ実現できない固有の体験を提供すること。なお、参加団体の利益になる体験（収入を得るような体験など）は、その内容や性質に照らして必要がある場合に認めるものとし、発注者と協議した上で実施すること。
- ・参加団体の体験に係る費用等は原則無料とし、本業務に含めること。

⑤地域住民との交流機会の提供

- ・本交流会後も本県との継続的なつながりが維持されるよう、地域住民やキーパーソンとの交流機会を提供すること。
- ・飲食は、イベントの内容や性質に照らして必要がある場合に認めるものとし、発注者と協議した上で実施すること。

⑥移住につながる機会の提供

- ・移住検討者向けお試し住宅の利用や先輩移住者との交流など、移住につながる体験を設けること。

イ Web媒体による情報発信等

交流会の実施後、類似のターゲットに訴求できるようなWeb媒体や方法を用いて、交流会の様子等を動画配信するとともに、発注者及び参加者が独自に広報等を目的として配信可能な素材(ショート動画等)を作成すること。

また、当県が運営する移住・交流ポータルサイト「あおもり暮らし」掲載用の関係人口レポートの原稿を作成すること。

(2) 個人向け「知る機会・現地体験・交流機会」の提供

「あおもり暮らしサポート店」を活用して、青森県の特色や魅力、地域資源などを知る機会を創出するとともに、次段階として、本県に足を運ばなければ実現できない固有の体験や地域住民等との触れ合いの機会を創出するイベントを県内で開催すること。

ア 「あおもり暮らしサポート店」を活用した都内交流会の実施

(ア) 実施回数

1回

(イ) 実施時期

令和8年10月中旬頃

(ウ) 実施場所

当県で認定している「あおもり暮らしサポート店」で実施すること。

(エ) ターゲット

概ね20代から30代の若者で、本県の地域資源に興味・関心のある個人(開催店舗の常連客や従業員などの関係者は除く)

(オ) 参加者数

20名程度

(カ) 実施テーマ(地域資源)

調査結果を参考としながら、原則1テーマ提案すること。

(キ) 実施内容

①「あおもり暮らしサポート店」へのアプローチ及び連絡調整

- ・実施場所とする「あおもり暮らしサポート店」には、本事業の説明をした上で協力依頼を行い、提案時点である程度確実性のある内容とすること。

②都内交流会の企画

- ・ターゲットのニーズに合致した企画とすること。
- ・実施に伴う協力先等には、本事業の説明をした上で協力依頼を行い、提案時点である程度確実性のある内容とすること。

③都内での体験機会の提供

- ・本県の地域資源を体感又は体験できるような内容とすること。
- ・下記4(2)イの青森県内体験交流会への参加意欲を高めるような内容とすること。
- ・実施店舗が通常の営業で実施しない内容とすること。

- ・ 飲食は、イベントの内容や性質に照らして必要がある場合に認めるものとし、発注者と協議した上で実施すること。

イ 青森県内体験交流会の実施

(ア) 実施回数

1回

(イ) 実施時期

令和9年2月上旬頃

(ウ) 実施場所

県内（1泊2日程度を想定）

(エ) ターゲット

上記4（2）アの都内交流会参加者

(オ) 参加者数

5～10名程度

(カ) 実施テーマ（地域資源）

上記4（2）アの都内交流会と同じテーマで実施すること。

(キ) 実施内容

①参加者との連絡調整

②「現地体験・交流機会」の企画

- ・ ターゲットのニーズに合致した企画とすること。
- ・ 実施に伴う協力先等には、本事業の説明をした上で協力依頼を行い、提案時点である程度確実性のある内容とすること。

③移動手段等の手配

- ・ 参加団体の本県への移動手段、県内での移動手段、宿泊場所を手配すること。なお、手配にあたっては、旅行業法および関連法規を十分に遵守し、適切に実施すること。
- ・ 参加団体の県内での移動に係る費用等は原則無料とし、本業務に含めること。
- ・ 本県への移動費や宿泊費のうち、全額又は一定割合（例えば、片道分など）の自己負担を求めることを想定しており、具体的な負担割合等については提案時に明示すること。

④現地での体験機会の提供

- ・ 本県以外での実現が困難であり、本県に足を運ばなければ実現できない固有の体験を提供すること。なお、参加団体の体験に係る費用等は原則無料とし、本業務に含めること。
- ・ 上記4（2）アの都内交流会の実施内容に関連する体験を設けること。

⑤地域住民との交流機会の提供

- ・ 本交流会後も本県との継続的なつながりが維持されるよう、地域住民やキーパーソンとの交流機会を提供すること。
- ・ 飲食は、イベントの内容や性質に照らして必要がある場合に認めるものとし、発注者と協議した上で実施すること。

⑥移住につながる機会の提供

- ・移住検討者向けお試し住宅の利用や先輩移住者との交流など、移住につながる体験を設けること。

ウ Web媒体による情報発信等

(ア) 交流会実施前

上記4(2)アの都内交流会のメインターゲットに訴求できるようなWeb媒体や方法を用いて、交流会への参加者募集及び「あおもり暮らしサポート店」の利用促進を目的とした広告を配信するとともに、発注者が独自に広報等を目的として配信可能な素材(ショート動画等)を作成すること。

(イ) 交流会実施後

各交流会の実施後、類似のターゲットに訴求できるようなWeb媒体や方法を用いて、各交流会の様子等を動画配信するとともに、発注者が独自に広報等を目的として配信可能な素材(ショート動画等)を交流会ごとに作成すること。

また、当県が運営する移住・交流ポータルサイト「あおもり暮らし」掲載用の関係人口レポートの原稿を交流会ごとに作成すること。

(3) イベント参加者へのアンケート等の実施

イベント実施後、参加者に感想等を伺うアンケートを実施し、その結果をとりまとめ及び分析し、発注者に報告すること。

なお、アンケート項目は発注者と協議の上、作成すること。

5 業務スケジュール

本業務の運営にあたっては、予め年間スケジュール表を作成し、発注者に提出すること。なお、当初スケジュールに変更が生じる見込みとなった場合は、速やかに発注者と協議のうえ、スケジュール表を修正し、提出すること。

6 成果品の提出

(1) 成果品

ア 本業務の概要及び実績をまとめた実施報告書(PDF及びWordデータ等)

※イベント参加者の氏名や連絡先等が分かる名簿を含む。

イ Web媒体配信用に作成した配信素材(動画又は画像、テキストデータ)

ウ 下記HP「あおもり暮らし」掲載用の関係人口レポートの原稿(画像及びテキストデータ)

https://www.aomori-life.jp/kankeijinkou_report/

(2) 提出期限

ア 令和9年2月26日(金)

イ 各イベント終了後、10日以内

ウ 各イベント終了後、10日以内

(3) 提出先

こども家庭部 若者定着還流促進課 UIJ ターン促進グループ

7 対象経費

- (1) 実施に係る経費（会場借上料、飲食代、謝金、旅費、印刷費、通信運搬費 等）
- (2) 委託業務に従事する者の人件費
- (3) 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）

その他、当該事業に必要と認められる経費（要事前協議）

※ただし、次の経費は対象外とする。

- ・土地、建物、備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品）の取得費
- ・施設・設備の設置費、改修費
- ・その他事業と関連性が認められない経費

8 調査結果の取扱い

本事業で使用する「関係人口の持続的な創出に向けた調査業務」の調査結果の利用目的は、本業務における企画提案及び実施のために限られるものとし、それ以外の目的での使用を認めない。また、調査結果を第三者に対して開示、譲渡、複製、転載またはその他の方法で提供することを固く禁ずる。

上記に違反した場合、発注者は契約解除その他必要な措置を講じるものとする。

9 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

10 その他の留意事項

- (1) 本業務の再委託については、発注者の事前承認を必要とするが、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。
- (2) 本業務仕様書により難い事情が生じたとき、又は本業務仕様書に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。